

〈海外情報〉

ICA=国際協同組合同盟

協同組合のアイデンティティーに関する声明

(第一次・最終案)

定 義

協同組合は、共同所有され民主主義的に制御される企業を通じて、共通の経済的・社会的・文化的ニーズをみたすため、自発的に団結する諸個人の自律的な連合体（アソシエーション）である。各協同組合は、最も効果的に組合員のニーズをみたすために、地域的、全国的に、さらに国境を超えて協働する。

価 値

協同組合は、自立、相互責任、民主主義、平等、公正という価値に基礎をおく。協同組合は、そのあらゆる活動において、正直、公開、社会的責任、ならびに他者への配慮をつらぬく。

原 則

協同組合の諸原則は、協同組合が自らの価値を実践に移す上での指針である。

第1原則：自発的かつ開かれた組合員組織

協同組合における組合員の組織化は自発的なものである。協同組合は、協同組合のサービスを利用し、かつ組合員としての責任を引き受ける用意のあるすべての人々に対し、門戸を開放する。その際、性的・社会的・政治的ないしは宗教的な差別があってはならない。

第2原則：民主主義的統治と参加

協同組合は、組合員が制御する民主主義的な参加型組織である。第一次協同組合においては、組合員は一人一票の平等な投票権を享受する。その他のレベルの協同組合は、適切な民主主義的方式によって組織される。協同組合の役員として選出または指名された男女は、組合員に責任を負う。組合員は、政策の策定と意思決定に積極的に参加する。管理者およびその他の従業員は、それらの過程において、適切な役割を果たす。

第3原則：組合員が制御する財務

組合員は、自らの協同組合の資本に平等に貢献し、慎重に行なわれた事業の成果を平等に配分する。協同組合の資本の一部分は、集団的に所有されるべきである。協同組合は、資本と労働に対して、報酬を公正に支払う。剰余は、組合員の決定によって、次の諸目的のいずれか、ないしはすべてに配布される。すなわち、①協同組合の事業の発展、②組合員の協同組合への参加に応じた利益の還元、③協同組合運動のいっそうの発展の促進、④ならびに共通のサービスまたはその他のサービスの向上のための準備、である。

第4原則：サービスの重視

協同組合の第1義的目的は、自らの組合員に効率的にサービスすることである。協同組合は、自らの組合員に対して、適切な場合にはその他の人に対しても、最良の質の生産物やサービスを、納得できる価格で供給することである。

第5原則：自律

協同組合は、組合員が制御する自律的な自助組織である。協同組合が政府、その他の組織と協定を結ぶ場合には、協同組合の自律性を保障する条件において、協同組合は自由な立場からそれを行う。

第6原則：教育

協同組合は、積極的かつ相互的な教育計画に依拠して、自らを発展させる。協同組合は、組合員と指導者、および従業員が、各自の責任を効果的に果たせるようにするために、それぞれに対する教育を準備する。協同組合は、公衆、とくに若い人々やオピニオン・リーダーに対し、協同の本質と利点に関して情報を伝える。

第7原則：協同組合間協同

協同組合は、組合員の利益に立ち、自らの経済的成果を高めるために、連合、連盟、同盟、その他の方法で、革新的な協同の方向を追求する。

第8原則：コミュニティへの責任

協同組合は、自分たちが存在するコミュニティと社会に関心を払う。協同組合は、組合員のニーズに焦点を当てる一方で、環境を尊重し組合員に受け入れられる政策を通じて、コミュニティと社会の持続可能な発展のために働く。